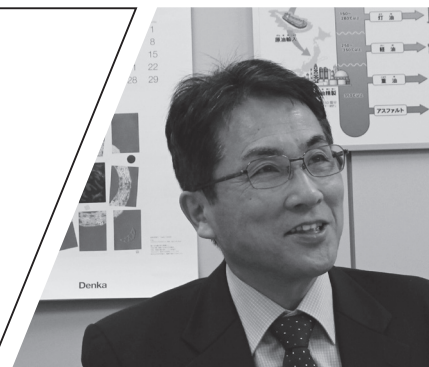


Interview

PVC(塩化ビニル樹脂)に関する 最近の動向と 塩ビ工業・環境協会の取り組み



VEC 広報部長の内田氏
出向元のカネカでは化学物質管理
業務を担当

塩ビ工業・環境協会 広報部 部長 内田 陽一(うちだ よういち)

塩化ビニル樹脂(以下、塩ビ)や可塑剤であるフタル酸エステルは、近年の世界的な規制化の波にさらされ大きな影響を受けています。ひとつの求める安全や安心はとても大切なものですが、一方でバイアスのかかったイメージや風聞に惑わされない正しい認識による判断が必要です。より多くの情報が供されて、より公正な議論の場が担保されなければなりません。さまざまな物質が規制化の対象として俎上に載せられている現在において、ひとつとが忘れてはいけない視点です。今回は、発足以来、塩ビに対する誤解への払拭のため啓蒙や広報活動に努めてこられた塩ビ工業・環境協会の内田氏にインタビューを行いました。

塩ビ工業・環境協会の発足と、時代の背景

— 本日はどうぞよろしくお願いいたします。早速ですが、塩ビ工業・環境協会についてご紹介いただきたいと思います。まずは発足の経緯からお話いただけますでしょうか。

内田 こちらこそ、どうぞよろしくお願いいたします。

20年程前にダイオキシンですとか環境ホルモンといった言葉とともに、環境問題に対する世の中の関心が大きな昂りを見せた時期があります。石油資源・資源循環・リサイクル、そういったことが叫ばれた時期でもありました。化学物質管理という呼称が一般に定着したのもこのころだと記憶しています。塩ビにつ

いては、プラスチックの中でも早くから普及をしていたものですから、当然のように衆目を集めるようになりました。そうした中、1998年の報道を契機として、塩ビがダイオキシン生成の元凶のように扱われた時期がありました。今ではダイオキシンの発生は燃焼条件に依存することが分かってきていますが、当時は誤った情報がかなり定着していました。

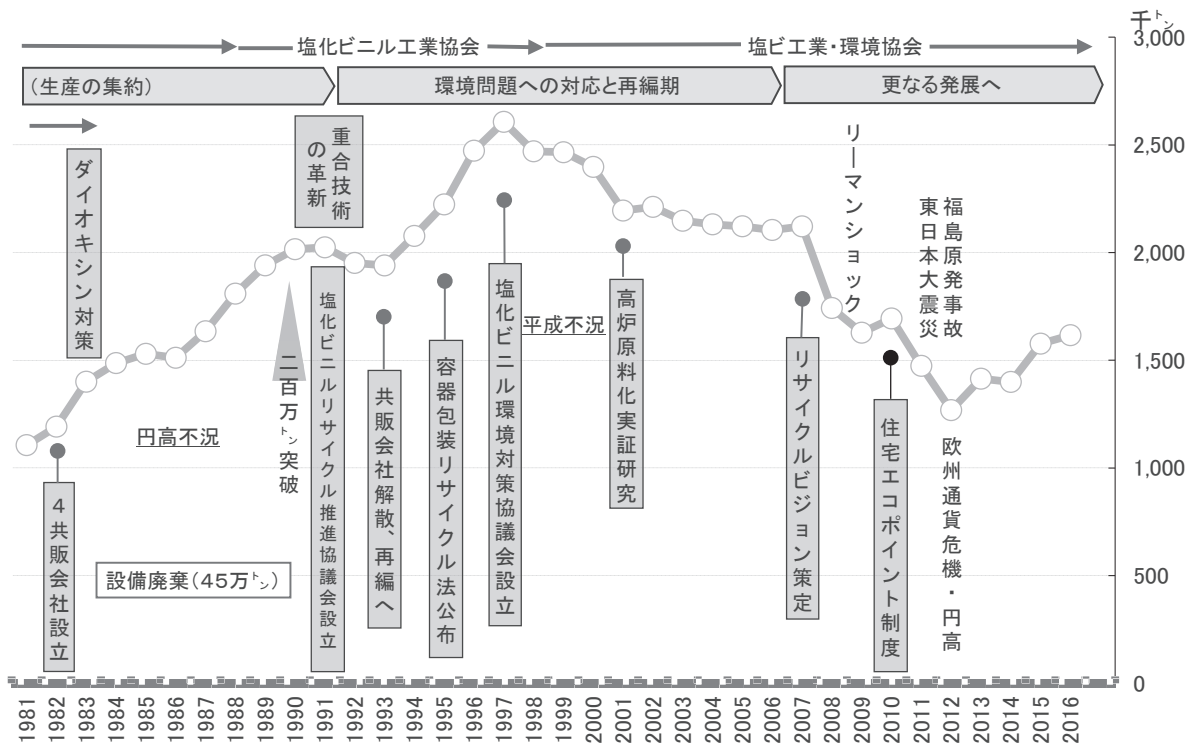
このような背景から、環境問題に対して重点的に対応するため、1998年に塩ビ環境協会が発足し、その後同年に塩化ビニル工業協会と塩ビ環境協会が合併するかたちで、塩ビ工業・環境協会(以下VEC)を発足させたのです。現在、塩ビ樹脂・塩ビモノマーのメーカー8社(株式会社カネカ、京葉モノマー株式会社、信越

化学工業株式会社、新第一塩ビ株式会社、大洋塩ビ株式会社、東ソー株式会社、株式会社トクヤマ、徳山積水工業株式会社/50音順)が運営に当たっています(図表1, 2)。

—— 環境問題への重点対応のため発足なされたとのお話ですが、現在の活動の例として、どのようなものが挙げられますでしょうか。

目 的	<p>本会は</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 塩化ビニル工業に関する環境、安全に係わる諸問題の調査・研究及びその成果の普及を通じ、塩化ビニルに関する正しい理解を広める (2) 塩化ビニル工業に関する生産・技術・流通・消費等の調査・研究を行い、もって塩化ビニル工業の健全な発展に寄与する、ことを目的とする。
事業内容	<p>本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 塩化ビニル工業に関する環境、保安、安全に係わる諸問題の調査・研究並びに対策及びその推進 (2) 塩化ビニルの再資源化に係わる諸問題の調査・研究並びに対策及びその推進 (3) 塩化ビニルに関する正しい理解の普及と啓発 (4) 塩化ビニル工業に関する生産、技術、流通、消費等に係わる調査・研究 (5) 前各号を円滑に実施するための内外関係諸機関との交流及び協力 (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業

図表1 塩ビ工業・環境協会の目的と事業内容(塩ビ工業・環境協会 HP より)

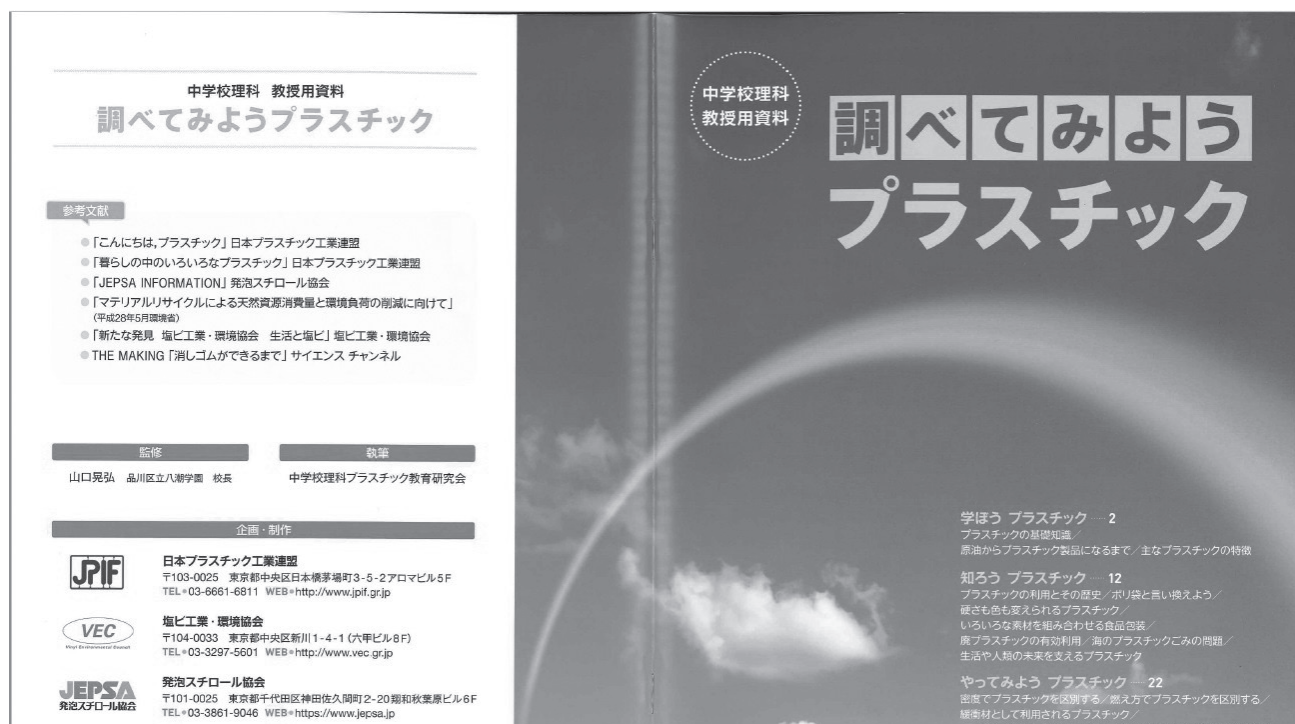


図表2 日本の塩ビ生産量と時代背景

出前授業

内田 環境問題について正しい理解をしていただくため、約10年前から実施している、中学生を中心とした出前授業をご紹介します。2012年度に学習指導要領が改訂されまして、中学校1年生の理科に「プラスチック授業」が導入されました。プラスチック授業ということで、これは塩ビに限ったことではないのですけれど、日本プラスチック工業連盟、発泡スチロール協会、プラスチック循環利用協会など8団体でプラスチック教育連絡会をつくり、協力して取り組んでいます(図表3)。

若い人にプラスチックについて知っていただくのは意味のあることだと考えているんです。ベテラン、年配の方では、いくら説明をしてもなかなか意見が変わらないですから(笑)。例えば「塩ビを燃やす」→「ダイオキシンが出る」、そういう回路が出来上がってしまっているんです。学校の先生でさえそのように思っている方は少なくありません。



図表3 「プラスチック授業」のために準備された冊子

いまだに続く“ダイオキシンが出る”という誤解

——あの当時の印象がまだまだ影響をとどめているということなのではないでしょうか。一度与えられてしまったイメージを払拭するのは、それほど易しいことではないのですね。

内田 なかなか苦勞が絶えません。昨年出版されたカナダの環境運動家の著作『プラスチック・フリー生活』^{*1}では、塩ビが一番悪いプラスチックだなどということが書かれているんです。塩ビの中からフタル酸エステルがあふれて出てくる、燃やしたらダイオキシンが出るといった誤解を招く表現も散見され、とても

「化管法」を理解し、対応するために ～法律のあらましと注意したいポイント、 改訂の動向について～

DIC(株) レスポンシブルケア部

松本 明 (まつもと あきら)

前書き

化管法、PRTR法とも呼ばれるこの法令は、PRTR制度やSDS制度を定めた法令として化学を始めとする産業界のみならず、医療業界、高等教育機関などでは広く認知されている。この法令に基づいて何が義務化されており、何をしなければならないのか、は知られているが、その背景や目指すところについては、他の化学物質関係法規ほどは認識されていないようである。そこで、化管法のあらましについて触れてみたい。

1. 化管法の概要

1.1 法律の目的

化管法の正式名称は「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成11年7月13日法律第86号)」といい、特定化学物質の環境への排出量等の把握に関する措置(PRTR:Pollutant Release and Transfer Register/化学物質排出移動量届出制度)やその性状や取扱いに関する情報(SDS:Safety Data Sheet/安全データシート)の提供に関する措置等を講ずることにより、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境保全上の支障を未然に防止することを目的として制定され

た。化管法以外にも、「化学物質排出把握管理促進法」、「PRTR法」、「化管法」といった略称が存在する(ここでは以後「化管法」とさせていただきます)。

また、他の化学物質関係法令(化審法、安衛法、毒劇法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、薬機法、食品衛生法等)とは異なり、製造・輸入に対する規制をかけることを目的としていない独特な性格の法令である。

1.2 背景

我が国ではこれまで、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」、「農薬取締法」、「大気汚染防止法」、「水質汚濁防止法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等のいくつかの規制法で、危険有害性(ハザード)が大きい化学物質の生産、使用、廃棄・排出等の様々な段階で規制を行ってきた。

一方で、環境中に排出された化学物質が環境中の経路を通じて人の健康や生態系に有害な影響を及ぼす可能性(リスク)について考えた場合、その可能性は、化学物質の持つ危険有害性の程度と、それにどれくらいさらされているか(環境への排出量(ばく露量))によって決定される。これを式で表すと、次のようになる。

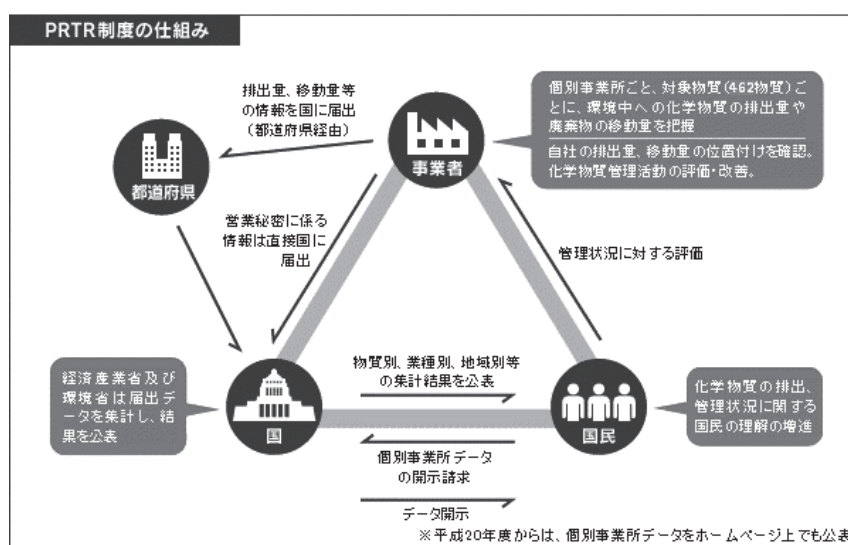
化学物質の環境リスク =

化学物質の有害性 × ばく露量

ばく露量が小さければ、リスクは小さくなるわけで、有害化学物質が排出されているからといって、すぐにリスクが大きいということにはならない。ばく露量を知るためには、大気や排水の中にどのくらい有害化学物質が排出されているのかを知る必要がある。

化学物質は事業活動の過程で環境中に排出されるだけでなく、消費者による製品の使用・消費によっても、環境中に排出される。多数の化学物質が何らかのリスクを持っていることを考えると、限られた物質を個別に規制するだけでは、人の健康や生態系の健全性

を守るのに必ずしも十分とは言い切れない。したがって、化学物質のリスク低減には、サプライチェーン全体として、それぞれの立場から取り組むことが必要となるが、そのためには、どのような物質が、どこから出てどこへ行っているのか、それはどのくらいの量なのか、といった基本的な情報を全ての関係者で共有することが必要となる。また、それぞれの活動・対策の効果を確認するためには、化学物質の排出等の状況を定期的に追跡・評価する必要がある。そのための化学物質管理の手法がPRTRである(図表1)。



出典：経済産業省化学物質排出把握管理促進法webページ PRTR制度:PRTR制度トップ

図表1 PRTR制度の仕組み

PRTRは、1992(平成4)年にリオデジャネイロで開かれた国連環境開発会議(地球サミット)において採択された、持続可能な開発のための行動計画である「アジェンダ21」と、環境と開発のための国際的な原則である「リオ宣言」において広く認められることとなった。

これを受けてOECDも地球サミット以後、PRTRの加盟国への普及に向けて積極的に取り組み、1996(平成8)年2月に、加盟国がPRTRの導入に取り組むよう理事会勧告を出し、併せて各国政府のPRTR導入支援のために「PRTRガイダンスマニュアル」を公表した。

日本では、環境庁がOECD理事会勧告を受けて我が国におけるPRTR導入に向けた取り組みを進め、1996(平成8)年10月に「PRTR技術検討会」を設置しPRTRに係る技術的事項を検討、翌年5月に「PRTR技術検

討会報告書」として取りまとめた。また産業界でも、(社)経済団体連合会や(社)日本化学工業協会により、化学物質の排出・移動量を把握する自主的な取り組みが進められた。

1998(平成10)年7月に環境庁長官から中央環境審議会に対して「今後の化学物質による環境リスク対策の在り方について」諮問があり、我が国へのPRTR制度の導入について集中的な審議を行った結果、同年11月に、我が国におけるPRTR制度の導入に当たっての基本的考え方についての中間答申が取りまとめられた。これを受けた環境庁は、通商産業省と共同で「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律案」を取りまとめた。同法律案は、1999(平成11)年3月に国会に提出され、衆議院で一部

化学品の輸出管理実務

(一財)安全保障貿易情報センター (CISTEC) 情報サービス・研修部
副主任研究員 小野 純子 (おの すみこ)

1. 日本における輸出管理の制度と枠組み

日本における輸出管理は安全保障を目的としているため「安全保障輸出管理」と呼ばれている。輸出管理の根拠法となる外国為替及び外国貿易法(以下、外為法)の第48条第1項では、以下のように規定されている。

外国為替及び外国貿易法

第48条(輸出の許可)

国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める特定の地域を仕向地とする特定の種類の貨物の輸出をしようとする者は、政令で定めるところにより、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

では、安全保障上、重要となり、輸出にあたって経済産業大臣の許可を受けなければならない規制貨物や技術とはいかなるもので、それはどのように決定されているのだろうか。

図表1は、各輸出管理レジームが管轄する分野を大まかにまとめたものである。1978年にガイドラインが制定された原子力供給国グループ(Nuclear Suppliers Group:NSG)は、現在48カ国が参加しており、原子力・核に関係する品目が規制されている。

生物・化学兵器関連を管理するレジームは、オーストラリア・グループ(Australia Group:AG)である。1984年、イラン・イラク戦争において化学兵器が用いられたことが発覚し、化学兵器開発に用いられうる化学剤

の輸出規制を整備する必要性が国際社会で認識されたことがきっかけである。ところが、ココム(Coordinating Committee for Multilateral Export Controls:COCOM)管理下の当時、各国の輸出管理の運用状況には非常に大きな相違があった。特に、輸出管理を行っていない国がループホールとなって、資機材が流出する恐れは非常に高かった。そこで、レジーム名に冠されたオーストラリアにより、化学剤の供給能力を持つ各国が輸出管理の協調を図り国際的に管理を進めていくことが提案され、1985年に第1回会合が開催された。化学兵器や生物兵器は、材料が安価で、製造も比較的容易なものが多いため、「貧者の兵器」とも呼ばれている。近年ではシリア内戦において、すでに30万人以上が被害を受けているといわれるが、化学兵器使用の疑惑が継続している状態である。

次に、ミサイル関連のミサイル関連技術管理レジーム(Missile Technology Control Regime:MTCR)である。ミサイルは、大量破壊兵器(特に核兵器)の運搬手段であるため、関連資機材に関しては厳しい規制が行われている。1987年に発足したが、その後1992年には核兵器のみならず、生物・化学兵器を含む大量破壊兵器を運搬可能なミサイル及び関連資機材・技術も対象となった。

最後が、ワッセナー・アレンジメント(The Wassenaar Arrangement on Export Controls for Conventional Arms and Dual-Use Goods and Technologies:WA)である。同レジームは、冷戦時代のココムの後継として設立された、い

いわゆる「不拡散型輸出管理レジーム」の申し子であり、管理されている品目は非常に多岐にわたる。ただし、ココムが「対共産圏」と管理相手を限定していたのに対し、WAは、特定の国や地域に限るのではなく、す

べての国家・地域、そしてテロリスト等の非国家主体を対象としており、規制品目の輸出に関しては輸出国の制度に従って許可が必要となる。

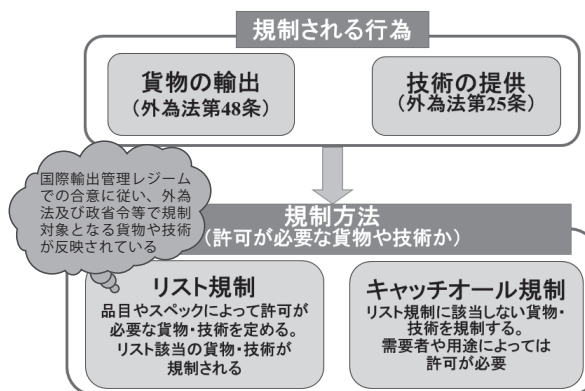
図表 1 輸出管理と国際的な枠組み

	大量破壊兵器関連			通常兵器関連
	核兵器	生物・化学兵器		通常兵器
条約 核兵器、生物・化学兵器 そのものを規制	核兵器不拡散条約 (NPT)	生物兵器禁止条約 (BWC)	化学兵器禁止条約 (CWC)	
	1970年発効 190カ国締約	1975年発効 173カ国・地域締約	1997年発効 190カ国締約	
輸出管理レジーム 通常兵器や大量破壊兵器 の開発に用いられる汎用 品等を規制	原子力供給国グループ(NSG)	オーストラリア・グループ(AG)		ワッセナー・アレンジメント(WA)
	1978年発足 48カ国参加	1985年発足 42カ国参加		1996年発足 42カ国参加

2. 日本における「輸出管理」の対象行為と規制の制度(図表 2)

「輸出管理」というと、「貨物の輸出」のみが規制対象行為のように思われるが、実はそうではない。後述するが、世界中のレジーム加盟国で行われている輸出管理(Export Control)という政策には、「技術の提供」という行為も含まれる(日本において技術の提供については、外為法の第 25 条において規定されている)。

貨物の輸出と技術の提供という行為に対して、規制の方法は 2 つある。リスト規制とキャッチオール規制である。リスト規制は、上述した 4 つの国際レジームで規制されている品目と技術を管理する枠組みであり、「リスト」に該当すれば経済産業大臣の許可が必要になる。リスト規制に関しては、「該非判定」を実施することで、対応が可能である。他方、キャッチオール規制は、リスト規制に該当しない貨物や技術であっても、需要者やその用途によっては、経済産業大臣の許可が必要になるものであり、「キャッチオール審査」を実施することで、対応が可能である。



図表 2 規制される行為と規制方法

3. 日本の法令構造

すでに述べた通り、輸出管理が必要な貨物や技術として規制されているものは、4 つの国際レジームで規定されており、参加各国はそれを自国の法律に反映させる形で、政策としての輸出管理を実施することになる。日本の法令構造は図表 3 の通りである。

貨物は、外為法の第 48 条に、技術は第 25 条に、輸出管理の根拠が規定されている。その下位の第 2 層は、内閣が定める政令であり、貨物は「輸出貿易管理令」、技術は「外国為替令」となる。第 3 層では、輸出管理の所管官庁である経済産業省が出す、省令及び告示と



サプライチェーンマネジメント における人権リスク対応

Sustainavision Ltd.

代表取締役 下田屋 毅 (しもたや たけし)

グローバルに展開されるサプライチェーンにはさまざまなリスクが潜んでいるが、とりわけ人権に関するリスクは企業にとって大きな傷を負いかねないセンシティブな課題である。世界の「奴隷制」の実態一外の話ではなく実は日本企業の足下の問題として指摘されてもいる一と、企業としてこのリスクにどのような姿勢で向かい合っていくべきかについて、ロンドンを拠点に活躍されている Sustainavision Ltd. 下田屋氏に解説いただいた。

はじめに

企業のサプライチェーンは、今や多国籍にわたり非常に複雑になってきている。そしてサプライチェーンは直接のサプライヤーからさらに上流に向かうごとに管理が難しくとされ、企業活動を行う上で関係している人々に知らずに人権侵害をしている可能性がある。

2017年に国際労働機関(ILO)が出したレポートによると、全世界で2,100万人が、強制労働、人身取引、借金のかたによる労働など、奴隷のような環境で働いているとされている。被害者の90%(1,870万人)は民間経済、即ち企業活動により搾取されており、そのうちの68%(1,420万人)は、農業、建設業、家内労働、製造業におけるものだ。そしてこれら企業は、強制労働からの搾取により年間1,500億ドルの不法利益をあげているとされている。このように企業のサプライチェーン上においては、現代奴隷と呼ばれる人たちが働いている可能性があると言われているのである。

1. 現代の奴隷制とは？

英国では、2015年に英国現代奴隷法という法律が制定されている。これは、英国内において、2013年時点で約1万3,000人が奴隷状態に置かれているとされ、英国BBCなどのメディアが取り上げ、現代の奴隷制について社会問題として認識されてきた背景がある。

英国内・外に知れ渡った事例として、英紙ガーディアンへの報道がある。この調査では、2014年6月にタイの漁船での奴隷制が取り上げられ報道されている。これは欧米の大手スーパーマーケットのサプライチェーン上で発生しており、その奴隷労働が行われていた漁船が捕獲したエビが店頭で販売されていたことが発覚し消費者に衝撃を与えた。これら労働者はタイの近隣国であるミャンマーやカンボジアから人身取引業者に良い仕事があると騙されて連れて来られ、無報酬の上、漁船上では食料もろくに与えられず、殴打、拷問、そして処刑されることもあるなど、奴隷のように扱われていたことが労働者の証言から明らかになっている。

～ 各社の化学物質管理 ～

第47回

ホンダトレーディングの化学物質管理 “サプライチェーン・コーディネート”



Honda Trading

(株)ホンダトレーディング 物流部企画推進課
化学物質管理委員会 事務局
長谷川 祐 (はせがわ ゆう)

はじめに

ホンダトレーディングはHondaグループ唯一の商社である。2020年3月時点で世界23カ国・地域に59拠点を有し、2018年度の連結売上高は11,009億円である。

ホンダトレーディングは、1972年に本田技研工業株式会社100%出資のもと、株式会社アクトトレーディングとして誕生した。ベンチャー商社として、ローラースルーGOGO(キッキングスケートボード)など独自の消費財、自動車関連輸出の復路利用による生体牛や畜産飼料の輸入など流通経路を工夫した独自のビジネスを展開した。そのスピリッツは現在も脈々と受け継がれている。1988年に商号を株式会社ホンダトレーディングに変更し、社名にHondaを掲げることで、拡大するHondaの生産をグループの一員としてサポートすることを方向性として打ち出して現在に至っ

ている。本文では創業以来のHonda以外のビジネスを「Non-Hondaビジネス」、Honda関連ビジネスを「Hondaビジネス」として記述する。

ホンダトレーディングはグローバル企業であるが、今回は日本本社における化学物質管理活動に視点をおいて説明させていただく。

1. 「事業カテゴリー」×「化学物質管理の切り口」による事業紹介

ホンダトレーディングの事業範囲は広く、多くの商材が化学物質管理の影響を受ける。各事業部ごとにそれぞれが一つの会社のように自律的な運営を行っており、化学物質管理についても基本的に各事業部が商品特性や業界特性に沿って自主自立したマネジメントを実施している。弊社の事業について、「事業カテゴリー」と「化学物質管理の切り口」の二つの切り口か